

森林法の一部を改正する法律案の概要

平成23年3月
林 野 庁

「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化

森林所有者がその「責務」を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう以下を措置。

- ① 森林所有者のいかに問わず、また、森林所有者が不明の場合にも必要な間伐・造林等を確保するための私権制限を強化。
- ② 森林計画制度を見直し、新たな森林経営計画の認定を受けた者に対し、法改正後における森林管理・環境保全直接支払制度、山林相続税の納税猶予（平成24年度）等の支援を実施。

I 概要

（1）所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保

- ① 路網等の設置のために必要な他人の土地について、土地所有者等が不明の場合でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続を進められるよう措置する。
- ② 森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするなど制度を拡充する。

（2）無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

無届による伐採について、森林所有者のいかに問わず、災害発生等の防止に必要な伐採後の造林を行わせるための命令を、新たに発出できるよう措置する。

（3）森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改め、

- ① 集約化を前提に、路網の整備等を含めた実効性のある計画とする
 - ② 森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合等）が計画を作成することとする
- 等の改正を行う。

II 施行期日

平成24年4月1日（森林計画制度の見直しに伴う都道府県・市町村等の計画の改定については、公布日）

森林法の一部を改正する法律案要綱

第1 森林施業に必要な土地所有権の設定手続の改善

- 1 都道府県知事は、他人の土地への使用権の設定に関する協議の認可の申請があったときは、土地の所有者等に出頭を求めて、農林水産省令で定めるところにより、公開による意見の聴取を行わなければならないものとする。

(第50条第2項関係)

(注) 省令において、土地の所有者等が不出頭の場合には、手続を終結し得る旨を規定する見込み。

- 2 都道府県知事は、1の意見の聴取をしようとするときは、新たに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないこととする。

(第50条第3項関係)

(注) 土地の所有者等が不明の場合には、通知に代えて掲示を行うことにより、通知が相手方に到達したものとみなされる。

第2 早急に間伐が必要な森林の施業代行制度の見直し

- 1 市町村長は、間伐等が適正に実施されていない森林であってこれを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）があるときは、その森林所有者に対し、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐等の方法及び時期を通知するものとする。

(第10条の10第2項関係)

- 2 市町村長は、1による通知を受けた者がその通知に係る時期までに間伐等を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について間伐等を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができるものとする。

(第10条の10第3項関係)

- 3 2の勧告を受けた森林所有者がこれに従わない場合に行われる調停において、当該森林所有者が調停案の受諾をしないときは、施業代行を希望する者は、要間伐森林の間伐木の所有権の移転及び当該要間伐森林について間伐を実施するため土地を使用する権利の設定に関する裁定を、新たに申請できるものとする。

(第10条の11の2関係)

- 4 1の通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明なため、市町村長が1の通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての施業代行を希望する者は、間伐木の所有権及び間伐の実施のための土地の使用権の取得に関する裁定を、新たに申請することができるものとする。

(第10条の11の6関係)

第3 無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

市町村長は、届出をせずに立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、災害を発生させるおそれ等があると認めるときは、新たに伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとする。

(第10条の9第4項関係)

第4 森林所有者等が作成する森林施業計画の見直し

- 1 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成し、新たに森林の保護に関する事項を記載しなければならないこととともに、森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大の目標を記載することができることとし、計画の名称を森林経営計画とすること。(第11条第1項から第3項まで関係)
(注) 受託等による森林経営の規模拡大の目標を計画に記載することができるようにする改正は、山林相続税等に係る新たな税制要望と関連したもの。
- 2 計画の認定要件として、次を加えるものとする。
 - (1) 作業路網の整備の状況等の事情に照らして、計画を作成した者により当該計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
 - (2) 計画に森林の経営の規模の拡大の目標が記載されている場合には、周辺の森林の森林所有者の申出に応じて計画を作成した者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることなど森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められること。(第11条第5項関係)

第5 行政が作成する森林計画の見直し

1 全国森林計画の見直し

森林の保護に関する事項を、新たに記載事項とすること。(第4条第2項関係)

2 地域森林計画の見直し

- (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とし、機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削るものとする。(第5条第2項関係)
(注) 機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削る改正は、市町村において、地域の実情を踏まえた森林の区分(ゾーニング)を行いうることとするもの。
- (2) 計画の記載事項のうち、従来、農林水産大臣への同意を要する協議の対象とされたものから、林道の開設及び改良に関する計画及び保安施設事業に関する計画を除外すること。(第6条第5項関係)
- (3) 森林所有者等は、地域森林計画に従って森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用収益をすることを旨としなければならないものとする。(第8条関係)

3 市町村森林整備計画の見直し

- (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とするものとする。(第10条の5第2項関係)
- (2) 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならないものとする。(第10条の5第6項関係)
- (3) 森林所有者等は、市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならないものとする。(第10条の7関係)

第6 その他

1 林業普及指導員の事務の拡大

林業普及指導員は、市町村森林整備計画の作成及び達成のために行う技術的援助その他の必要な協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るものを行うこととする旨を明らかにすること。
(第10条の12及び第187条関係)

2 立入調査の主体の拡充

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、その職員に加え、新たにその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができるものとする。
(第188条関係)

3 市町村による森林の経営の受託又は委託に必要な援助

市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うよう努めるものとする。
(第191条第2項関係)

4 罰則の引上げ

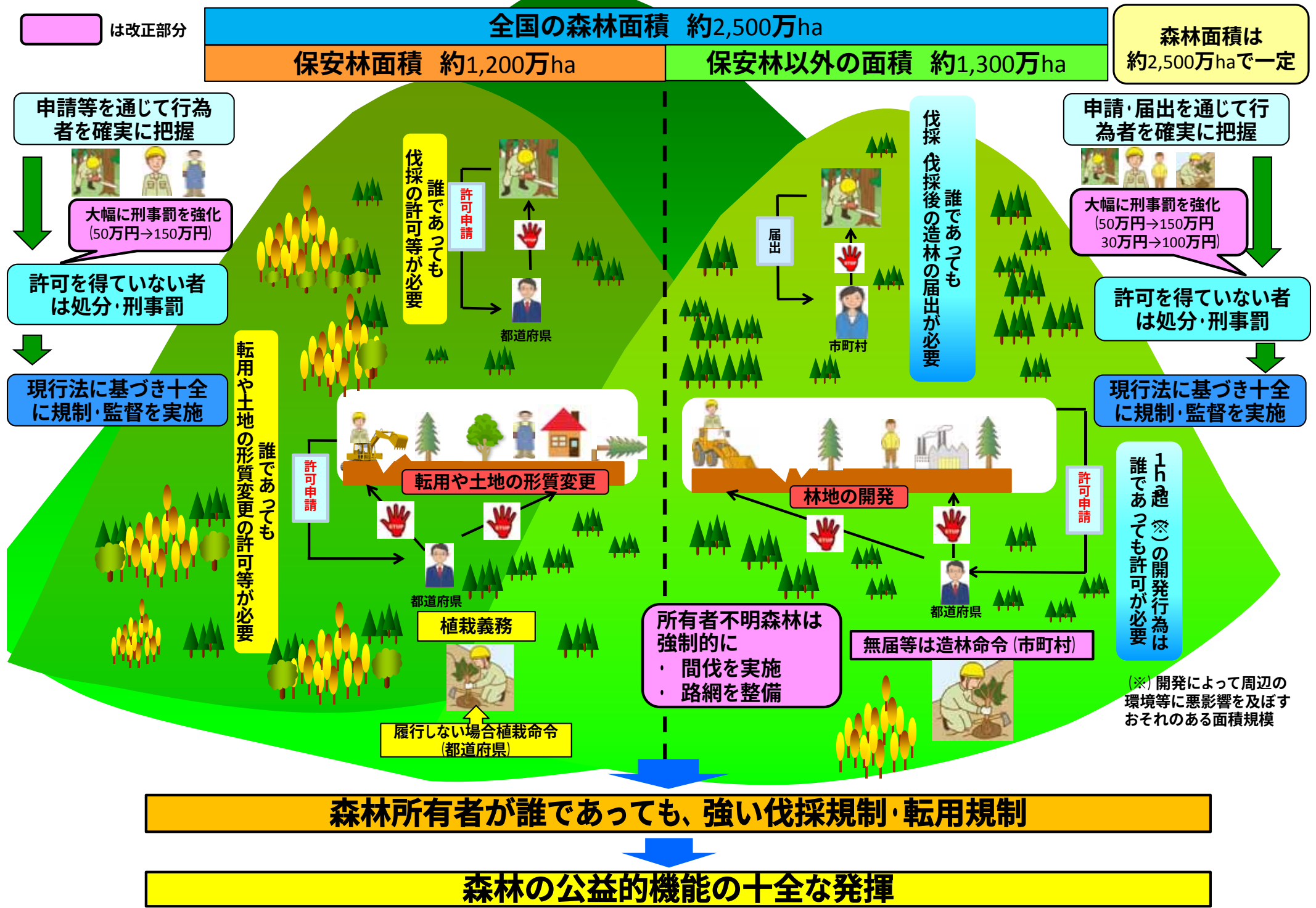
届出をせずに立木を伐採した者に対する罰金の上限を現行の30万円から100万円に引き上げるとともに、これに応じてその他の罰金の上限についても引上げを行うものとする。
(第206条から第209条まで関係)

第7 施行期日等

1 この法律は、平成24年4月1日から施行するものとする。ただし、2については、公布の日から施行するものとする。
(附則第1条関係)

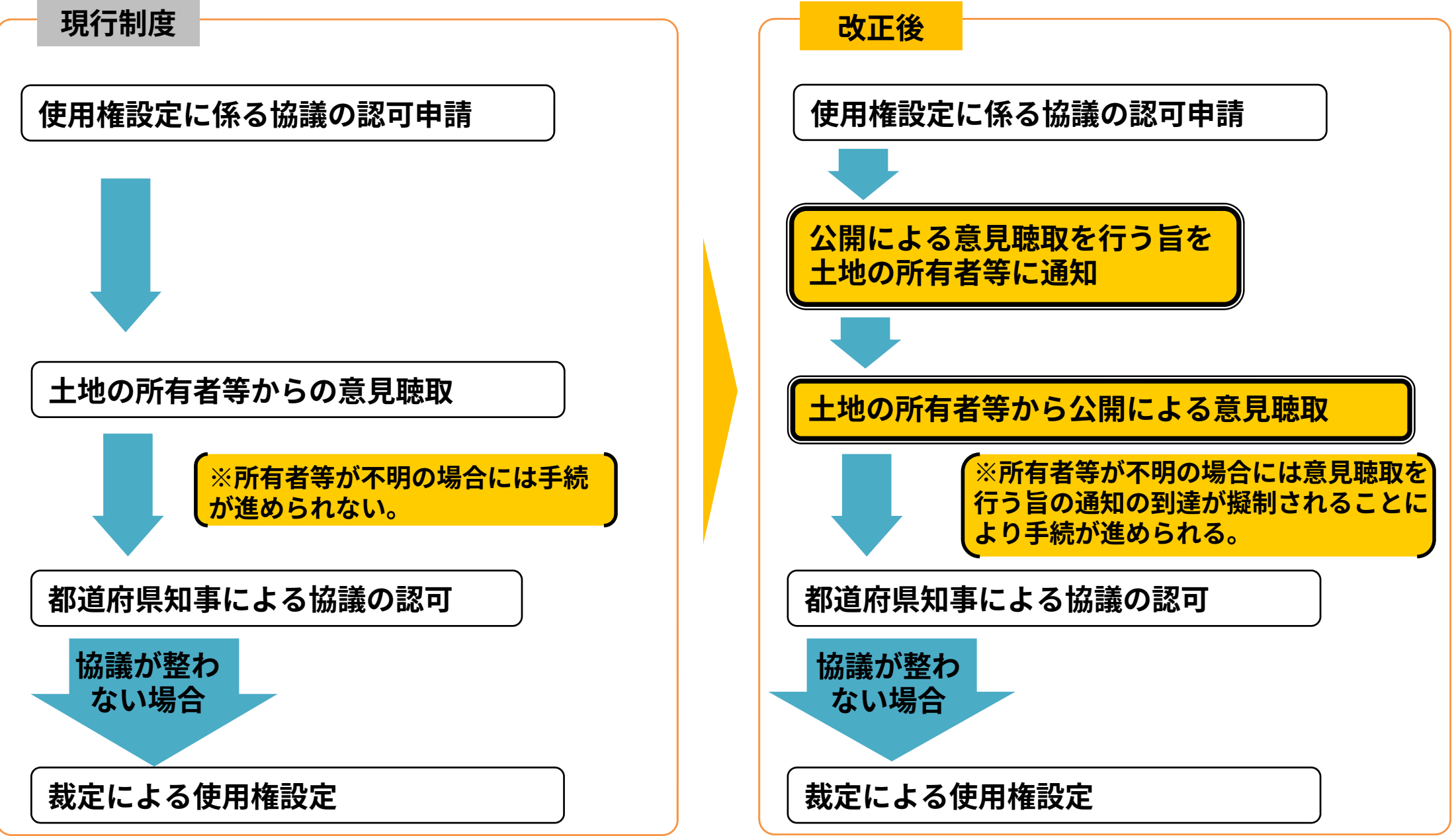
2 農林水産大臣は平成23年9月30日までに、都道府県知事は平成23年12月31日までに、市町村は平成24年3月31日までに、改正後の森林法の規定の例により、公布の際現に改正前の森林法の規定によりたてられている全国森林計画、地域森林計画及び市町村森林整備計画を変更しなければならないものとする。
(附則第2条から第5条まで関係)

森林法に基づく森林規制・監督の状況について



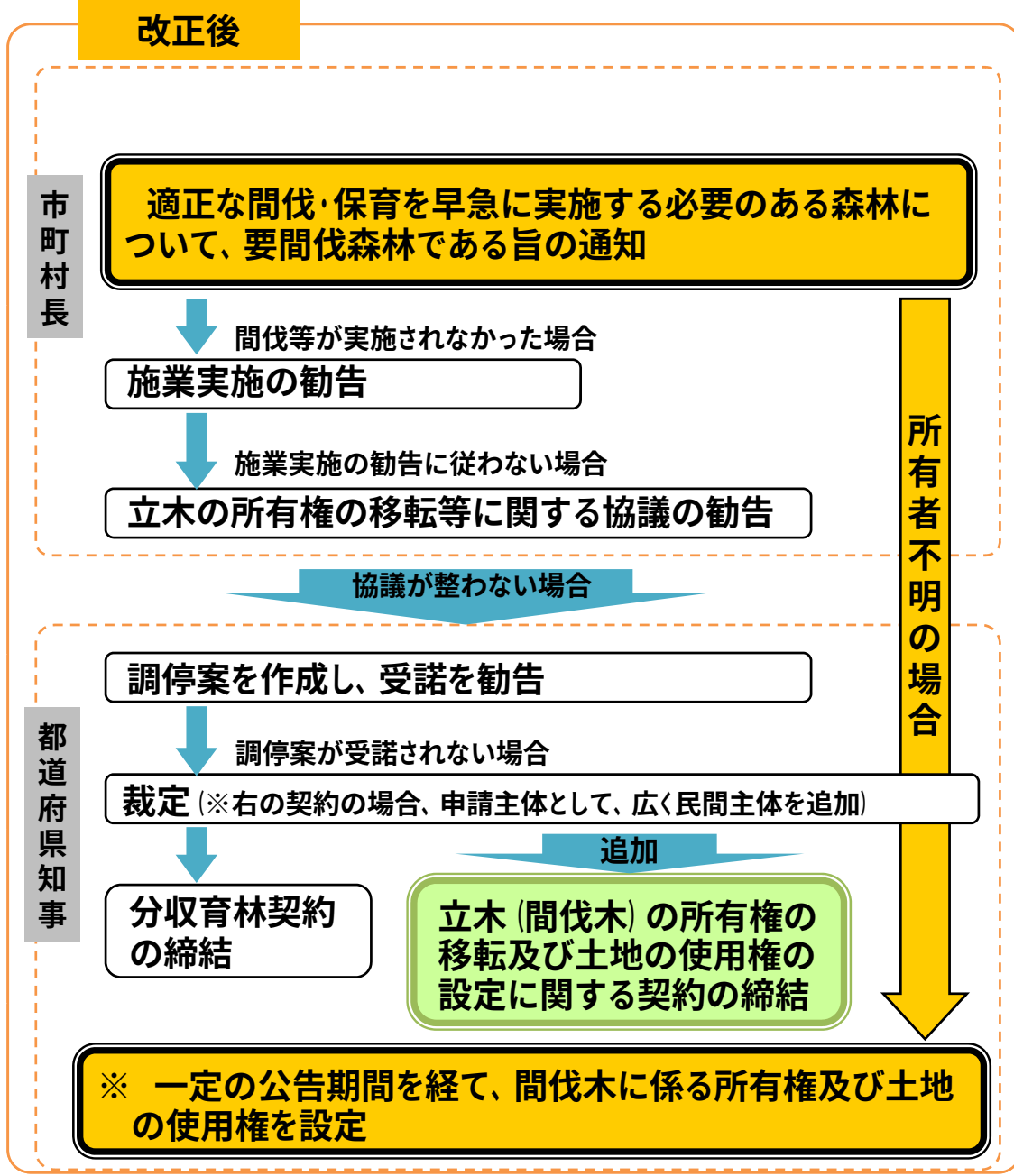
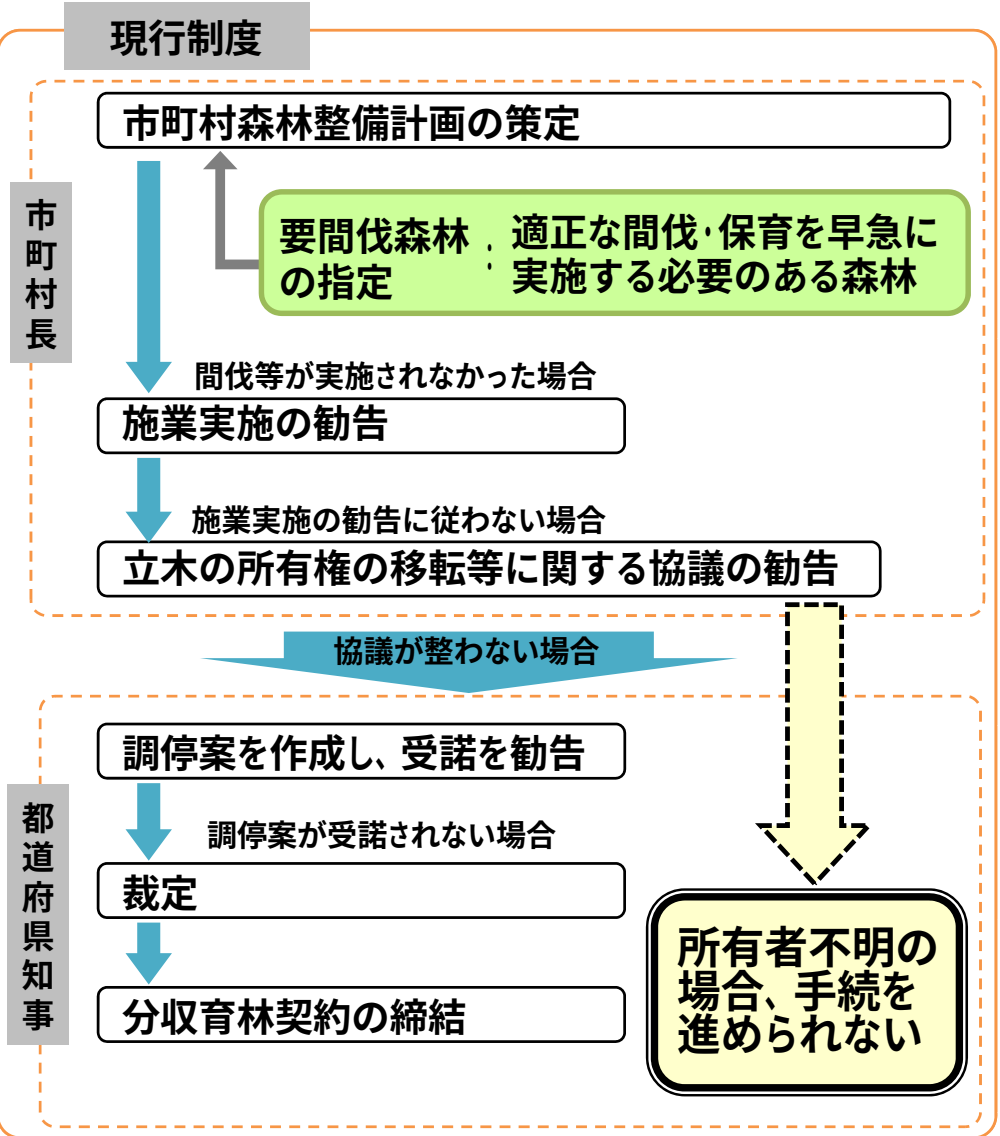
○ 森林施業のため他人の土地を継続使用する制度の見直しについて

改正の内容： 土地の所有者を確知できない場合にも意見聴取手続を進められることとし、作業路網の円滑な整備を可能とする



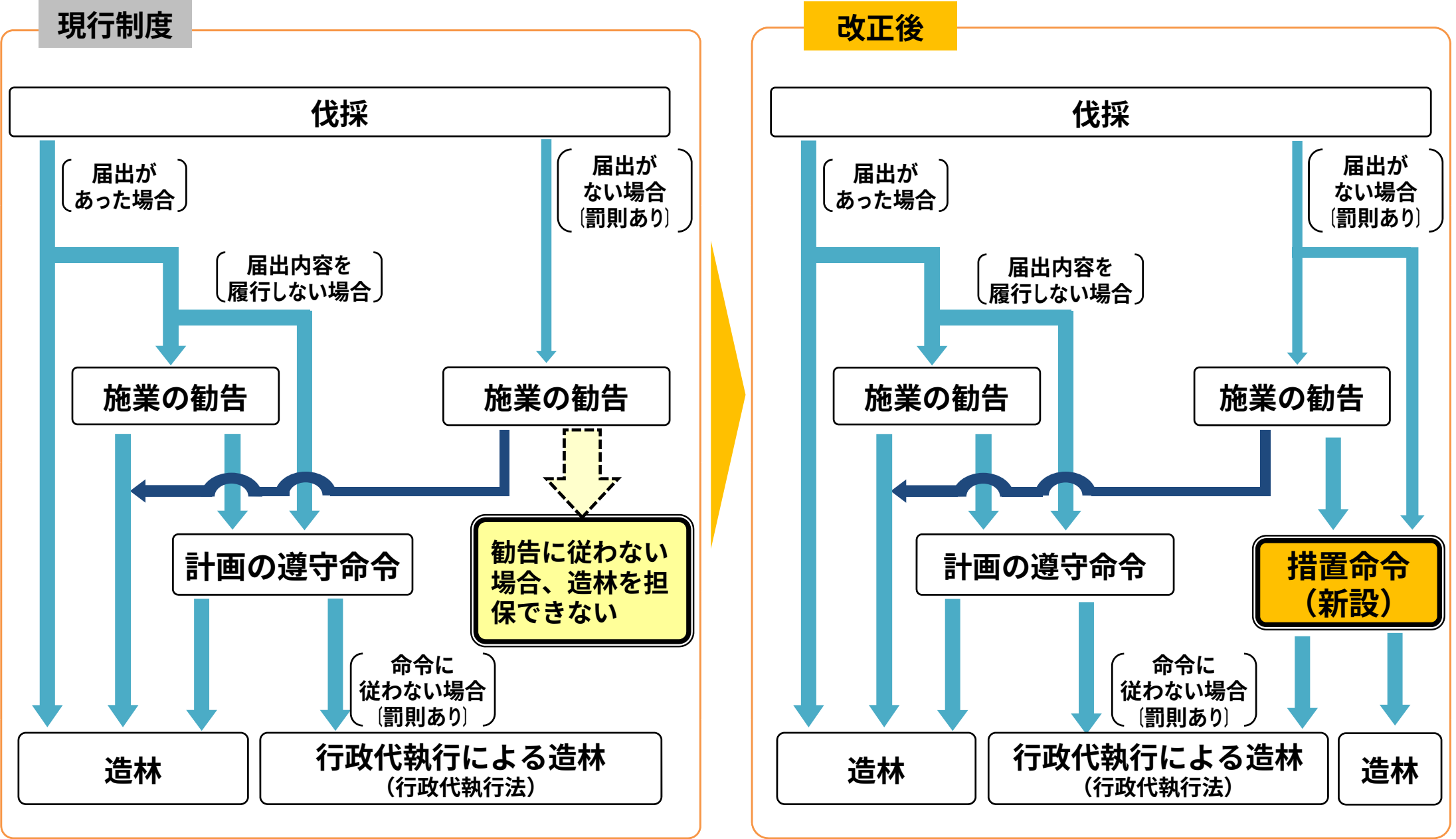
○ 要間伐森林制度の見直しについて

改正の内容： 適正な間伐等を早急に必要な森林 (要間伐森林) について森林所有者への通知を行うこととするほか、所有者が不明の場合も含め、施業代行者による間伐を行いやすくする



○ 造林に関する行政命令について

改正の内容： 無届伐採者に対する造林に関する措置命令を新設し、伐採後の適切な造林を確保する

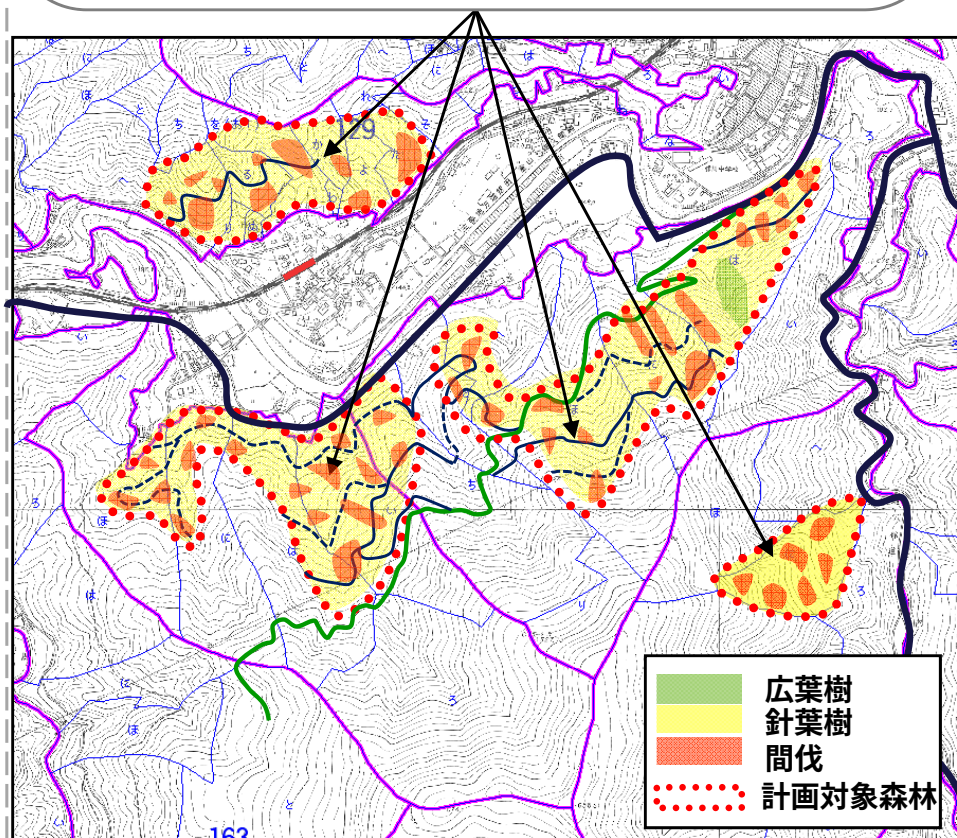


○ 森林施業計画の見直しについて

改正の内容： 計画作成主体を森林所有者又は森林経営の受託者とするほか、計画事項として「森林の保護に関する事項」を追加するとともに、新たに路網の整備状況等を勘案して計画を認定する。

現行制度 (森林施業計画)

森林所有者等が権原を有する森林のうち
施業を行う森林について作成する計画



改正後 (森林経営計画 (仮称))

森林所有者又は森林経営の受託者が作成する
面的なまとまりの下で森林経営を行う計画

